

○経済産業省告示第百二十三号

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）及び国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の規定に基づき、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示及び国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十一月十二日

経済産業大臣 梶山 弘志

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示及び国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示

（容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部改正）

第一条 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するもの

を掲げていないものは、これを加える。

改正後	(表示の方式) 第一条 「略」 2 規則第十条第五項の保安上支障がないものとして告示で定める方式は、次の各号に掲げる表示について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 一・二 「略」 三 規則第十条第一項第二号及び第三号に規定する表示 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、規則第十条第一項第二号の表示については次のイからホまでに掲げる方式、同項第三号の表示についてはへに掲げる方式 イ ホ 「略」 へ 容器の外面の見やすい箇所に規則第十条第一項第三号の氏名等（以下「氏名等」という。）を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを貼付すること。
改正前	(表示の方式) 第一条 「略」 2 規則第十条第五項の保安上支障がないものとして告示で定める方式は、次の各号に掲げる表示について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 一・二 「略」 三 規則第十条第一項第二号及び第三号に規定する表示 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、規則第十条第一項第二号の表示については次のイからホまでに掲げる方式、同項第三号の表示についてはへに掲げる方式 イ ホ 「略」 へ 自動車又は二輪自動車に装置した容器（道路運送車両法第五十八条に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）若しくは道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の二第三項に定める軽自動車届出済証に記載されている所有者又は道路運送車両法第三十三条に定める譲渡証明書に記載されている自動車又は二輪自動車の譲受人と容器の所有者が同一でないものに限る。）及び自動車又は二輪自動車に装置していない容器（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の自動車又は二輪自動車への装着者が所有するものを除く。）にあつては、容器の外面の見やすい箇

四 規則第十条第一項第三号に規定する氏名等の表示 次に掲げる方式

イ 液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車の燃料装置用として液化石油ガスを充填するための容器をいう。以下同じ。）にあつては、当該容器がコンテナ内に内蔵される場合は当該コンテナの外面、その他の場合は容器の外面の見やすい箇所（氏名等を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを貼付する方式

ロ ト 「略」

3|| 前項第三号ニ及びホの規定により表示をした容器の所有者は、その充填可能期限年月日に変更があつたときは、遅滞なく、その表示を変更するものとする。この場合においては、同号ニ及びホの例により表示を行うものとする。

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器等の外観検査）

第十八条 圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器及び圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の外観検査は、次の各号に従つて行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一 四 「略」

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器等の漏えい試験

第十九条 「略」

所に規則第十条第一項第三号の氏名等（以下「氏名等」という。）を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを貼付すること。

四 規則第十条第一項第三号に規定する氏名等の表示 次に掲げる方式

イ 液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車の燃料装置用として液化石油ガスを充てんするための容器をいう。以下同じ。）のうち自動車検査証に記載されている所有者と容器の所有者が同一でないものにあつては、当該容器がコンテナ内に内蔵される場合は当該コンテナの外面、その他の場合は容器の外面の見やすい箇所（氏名等を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを貼付する方式

ロ ト 「略」

「新設」

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の外観検査）

第十八条 圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の外観検査は、次の各号に従つて行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一 四 「略」

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の漏えい試験）

第十九条 「略」

2 前項第一号及び第二号の規定は圧縮水素自動車燃料装置用継

目なし容器に準用する。この場合において、同項第一号中「圧縮天然ガス」とあるのは「圧縮水素」と、同項第二号中「十二メガパスカル」とあるのは「最高充填圧力の五分の三に相当する圧力」と読み替えるものとする。

3 前二項の試験は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の外観検査)

第二十条 圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、圧縮水素自動車燃料装置用複合容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車又は二輪自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一 四 「略」

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の漏えい試験)
第二十一条 「略」

2 圧縮水素自動車燃料装置用複合容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車又は二輪自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一 三 「略」

(容器再検査における容器の規格)

〔新設〕

2 前項の試験は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の外観検査)

第二十条 圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車又は二輪自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一 四 「略」

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の漏えい試験)
第二十一条 「略」

2 圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車又は二輪自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一 三 「略」

(容器再検査における容器の規格)

第二十二條 「略」 2 規則第二十六條第四項第三号、同条第五項第四号及び同条第六項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 三 「略」 (検査設備の基準) 第三十一条 「略」 2・3 「略」 4 規則第三十三條第七号の告示で定める基準（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。 一 四 「略」 五 容器の傷及び亀裂を超音波探傷試験により確認するための設備は、次に掲げるものとする。 イ 一 探触子斜角探傷用超音波探傷器（日本非破壊検査協会 JNIS2431(2018)圧縮水素スタンド用鋼製蓄圧器の超音波探傷試験方法―附属書 A（規定）探傷器及び探傷装置の機能及び性能に適合するものに限る。ロにおいて同じ。） ロ フェーズドアレイ超音波探傷装置 5 8 「略」	第二十二條 「略」 2 規則第二十六條第四項第三号及び同条第五項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 三 「略」 (検査設備の基準) 第三十一条 「略」 2・3 「略」 4 規則第三十三條第七号の告示で定める基準（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。 一 四 「略」 〔新設〕 5 8 「略」
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

（国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部改正）

第二条 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第百八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
一 規則第二条第五号イ及び第六号イの経済産業大臣が定める国、地域又は機関	ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、英国、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、欧州連合、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ共和国、ニュージーランド、キプロス、マルタ、大韓民国、マレーシア、タイ、アルバニア、アルメニア、モンテネグロ、サンマリノ、チュニジア、ジョージア、エジプト及びナイジェリア	一 規則第二条第五号イ及び第六号イの経済産業大臣が定める国、地域又は機関	ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、英国、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、欧州連合、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ共和国、ニュージーランド、キプロス、マルタ、大韓民国、マレーシア、タイ、アルバニア、アルメニア、モンテネグロ、サンマリノ、チュニジア、ジョージア及びエジプト
二 規則第二条第五号ロ及び第六号ロの経済産業大臣が定める国	ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、英国、オーストリア、ルクセンブルク	二 規則第二条第五号ロ及び第六号ロの経済産業大臣が定める国	ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、英国、オーストリア、ルクセンブルク

、 地域又は機関	三 規則第二条第 五号ハ及び第六 号ハの経済産業 大臣が定める国 、地域又は機関
、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア旧ユーゴス	ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、英国、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア旧ユーゴス

、 地域又は機関	三 規則第二条第 五号ハ及び第六 号ハの経済産業 大臣が定める国 、地域又は機関
、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア旧ユーゴス	ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、英国、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア旧ユーゴス

備考 表中の「」の記載は注記である。	
	ラビア共和国、欧州連合、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ共和国、ニュージーランド、キプロス、マルタ、大韓民国、マレーシア、タイ、アルバニア、アルメニア、モンテネグロ、サンマリノ、チュニジア、ジョージア、エジプト及びナイジェリア
	ラビア共和国、欧州連合、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ共和国、ニュージーランド、キプロス、マルタ、大韓民国、マレーシア、タイ、アルバニア、アルメニア、モンテネグロ、サンマリノ、チュニジア、ジョージア及びエジプト

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。